

上富良野町放課後児童健全育成事業『放課後児童支援補助員』の業務内容等

1 業務（活動）内容等

① 募 集 ・ 放課後児童支援員補助員（以下「補助員」という。）

② 対 象 者 ・ 児童福祉事業に意欲のある概ね65歳までの健康な方

③ 業務（活動）内容

上富良野町放課後健全育成事業運営規則に示す職名及び職務

放課後における健全な児童の遊び及び生活を支援

（放課後スクール事業等の連携についての調整の他、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的な活動プログラムの企画等を行う。）

補助員は支援員を補助し、放課後における健全な児童の遊び及び生活を支援

④ 賃 金 放課後児童支援補助員 800円/1時間

※上富良野町非常勤嘱託職員及び臨時職員の給与及び任用等に関する規則第21条別表4及び上富良野町児童等支援業務員の任用取扱要綱第4条及び第

⑤ 支 給 日 毎月10日口座振込（前月分）

⑥ 業務（活動）場所 上富良野小学校

⑦ 業務（活動）条件 活動日及び活動時間は変則シフト体制

※町臨時職員勤務の取り扱いにより任用

1) クラブ開設日数 294日間（予定）

2) 業務（活動）時間

・登校日（月～金曜日） 13:00～18:45

・学校休業日（土曜日、長期休業期間等） 6:45～18:45（2交代制）
※週29時間以内の勤務

3) 有給休暇日数

・町臨時職員勤務の取り扱いにより任用付与（新規任用日からの継続勤務年数に応じ付与日数が異なります）

4) 雇用保険法の適用をする

5) その他

・特別活動として、上記以外の場所での活動有

※町臨時職員勤務の取り扱いにより上記の業務条件が変更となる場合があります。

⑦ 被服貸与 ビブス（ユニフォーム）と名札を貸与（着用）

⑧ その他 運動できる服装、運動靴等は各自持参

2 従事期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日の1年間（任用）

町臨時職員勤務の取り扱いにより任用

※最長任用期間は1年（6か月ごと更新）。次年度以降の任用についてのお約束はできませんのでご理解ください。

3 申込手続 「放課後児童支援員登録カード（申込書）」に必要事項記載の上、提出してください。

4 提出期限 平成29年3月28日（火）

【問合せ先】 教育振興課社会教育班 45-5511